

(第 1 面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 10 日	
佐賀県知事 山口祥義 殿	
提出者	
住 所 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山5006-5	
氏 名 大塚製薬株式会社佐賀工場 工場長 廣田良輔	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0952-52-1511	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 0 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大塚製薬株式会社佐賀工場
事業場の所在地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山5006-5
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	10 飲料・たばこ・飼料製造業、16 化学工業
② 事業の規模	製品出荷額：104億円
③ 従業員数	350人(大塚製薬㈱佐賀工場+栄養科学研究所(佐賀研究サイト))
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	製造現場における運転管理により、発生量の抑制に努めた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	適切な運転管理により、発生量の抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の分類に沿った分別実施中。 分別について職場内へ周知。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別の維持継続実施。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ①最終処分、及び中間処理後の最終処分が発生しない様再生利用業者を選定した。 ②可能な限り、優良認定処理業者への処理委託を実施。 ③委託業者に対し、定期的に現地確認を実施。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	①可能な限り優良認定処理業者、及び再生利用業者への処理委託を実施。 ②委託業者に対し、定期的に現地確認を実施。		
	【前年度（令和7年度）実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	584.297	t
	(今後実施する予定の取組) 継続して電子マニフェストの使用を行います。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行へ

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係別紙)

(第2面)

[illegible]

(第3面)

[illegible]

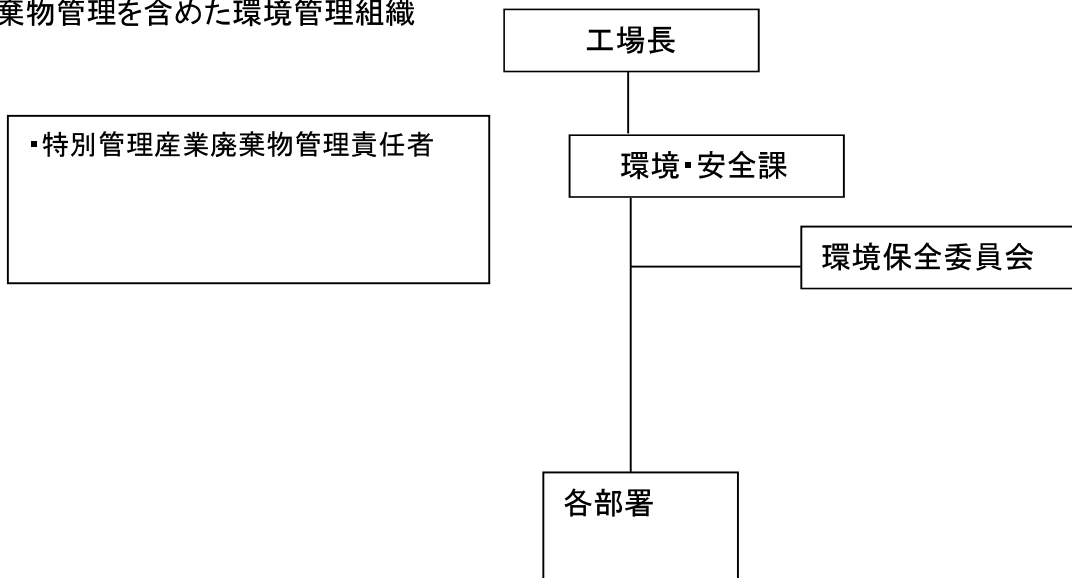
(第4・5面)

[illegible]

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制

統括責任者		佐賀工場工場長
廃棄物管理担当		環境・安全課人員数: 4人
役割分担	環境保全委員会	廃棄物処理及び管理に関する審議・検討。 廃棄物の発生抑制、再生利用、適性処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を審議、決定し、結果の確認を行う。 ・委員長: 工場長 ・委員: 各課課長及び環境管理推進員
	統括責任者	・廃棄物処理方針の決定 ・廃棄物の処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物の管理部署及び役割	環境・安全課 ・廃棄物処理関連法規の遵守 ・廃棄物管理規定の策定・改定・廃止 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結及び更新 ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況の把握及び保管 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 エンジニアリング部 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握(現在休止中)

廃棄物管理を含めた環境管理組織



特別管理産業廃棄物の一連の処理工程図

種類	名称	処理工程（中）：中間処理（最）：最終処分 ○：自己処理 ●：委託処理
引火性廃油	廃溶媒	燃料化(中) ●⇒エマルジョン燃料⇒セメント燃料として有効利用
廃アルカリ(有害)	実験廃液	焼却(中) ●⇒セメント原料として有効利用
感染性廃棄物	感染性廃棄物	焼却(中：熱回収) ●⇒焼却残さ⇒セメント原料として有効利用